

平成 25 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

小論文問題紙

A日程

平成 24 年 10 月 27 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 小論文の問題紙は 1 ページから 3 ページである。
3. 解答用紙は、設問 1、設問 2、設問 3 の 3 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北海学園大学

次の文章を読んで設問に答えてください。

ニューハンプシャー州ティルトンのウォルマート副店長だったマイケル・ライス（48歳）は、顧客が車にテレビを運ぶのを手伝っている最中に心臓発作を起こして倒れ、一週間後に亡くなった。支払われた死亡保険金は約30万ドルだった。ところが、そのお金は妻と二人の子どもには渡らなかった。ウォルマートに渡ったのだ。ウォルマートはライスの命に保険をかけ、みずから受取人になっていたのである。

未亡人のヴィッキ・ライスは、ウォルマートの「棚ぼた」を知って激怒した。夫の死によって会社が儲けるなどということがあるのだろうか。彼女の夫は会社のために長時間働き、ときには週80時間労働をこなしたこともあった。「会社は夫を酷使していた。そのうえ、ぬけぬけと30万ドルを手に入れようというのか。不道德にもほどがある」とライス夫人は語る。

彼女はウォルマートを連邦裁判所に訴え、保険金は会社ではなく家族に支払われるべきだと主張した。彼女の弁護士は、会社は従業員の死で利益を得てはならないと論じた。ウォルマートの広報担当者は、副店長ばかりか保安係まで、数十万人という従業員に生命保険をかけていることを認めた。だが、これは死から利益を得るということではないと反論する。「わが社は同僚の死から利益を得ているわけではない。従業員には相当な投資をしているため、彼らが生き続けてくれれば得になる」と言う。この広報担当者によれば、マイケル・ライスのケースでは、保険金は「棚ぼた」などではなく、彼のトレーニングコストと、今回のことで後任を配置するのにかかったコストの埋め合わせなのだという。

企業が最高経営責任者（CEO）や経営幹部に生命保険をかけるのは、ずいぶん前から一般的になっている。彼らが死んだ場合に、代役を立てるコストを埋め合わせるためだ。保険業界の用語で言えば、会社にはCEOに関して法で認められた「被保険利益」がある。しかし、一般社員の命にまで保険をかけるようになったのは最近のことだ。こうした商品は、保険業界では「用務員保険」あるいは「死んだ農夫保険」と呼ばれ、最近までほとんどの州で違法だった。ところが1980年代に、保険業界はロビー活動により、大半の州議会に保険法を緩和させることに成功し、従業員全員に企業が保険をかけられるようにしたのである。

ほとんどの従業員は、会社が自分の首に賞金をかけていることを知らない。大半の州では、企業が従業員に保険をかける際、本人に通知したり本人の許可を取ったりする必要がない。そのうえほとんどの「会社所有型生命保険」は、従業員が辞めても、引退しても、解雇されても失効しない。したがって企業は、退職して数年後に元従業員が死ん

だ場合にも給付金を受け取れるのである。

用務員保険をとりわけ気に入ったのは、バンク・オブ・アメリカやJ Pモルガン・チエースといった大手銀行だった。90年代末には、従業員ばかりか、預金者やクレジットカード保有者に生命保険をかけることを検討した銀行もあった。このビジネスが世間の耳目を集めたのは、2002年の『ウォールストリート・ジャーナル』の連載がきっかけだった。記事によれば、92年に29歳の男性がエイズで死亡した。彼が短期間働いていた楽器店を所有する企業は33万9千ドルの死亡給付金を手にした。一方、遺族は一銭も受け取らなかった。別の記事では、コンビニエンス・ストアで20歳の店員が強盗に射殺され、企業は未亡人と子どもに6万ドル払って将来のあらゆる訴訟をしないことを約束させたが、会社が25万ドルの保険金を受け取っていたことは伏せられていたと報じられている。連載は「これは結局、生命保険が遺族のためのセーフティーネットから企業財務の戦略にいかにして変質したかという、ほとんど知られていない物語なのだ」と締めくくられている。

設問1 (40点)

企業が従業員の死で利益を得ることは許されるべきであろうか。問題文でも、企業側の主張の一部が紹介されているが、企業がこうした「企業所有型保険」が必要だとするのは、どのような論拠からなのか、わかりやすく説明してください。

設問2 (60点)

企業が従業員の死で利益を得ることは「許されるべきではない」とする論証を、

- (1) 本人の同意の欠如、
- (2) 道徳的な見地、
- (3) 生命保険の目的

のそれぞれの観点から述べてください。

設問3 (100点)

1980年代からのエイズの流行がきっかけで「生命保険買取産業（バイアティカル）」が始められた。その仕組みは以下である。10万ドルの生命保険に入っている人が医師から余命1年と告げられる。医療費として、また残された短い人生を豊かに生きるために、彼にはお金が必要だとしよう。病に冒されたこの人物から、ある投資家が、例えば5万ドルという割引価格で保険証券を買い取り、保険料は代わって支払おうと申

し出る。原契約者が死亡すると、投資家は10万ドルの死亡保険金を受け取る。

一見、すべての当事者にとって申し分のない取引のように見える。死期が近い元の契約者は必要な現金を手にするし、投資家は利益を得る。だが、リスクもある。バイアティカル投資では、死亡時に一定の支払額(この場合は10万ドル)が保証されるものの、収益率は患者の生存期間によって異なる。予定通り1年で死亡すれば、投資家は10万ドルの証券を5万ドルで買い取ったことになりぼろ儲けだ。もし患者が2年間生きれば、同じ額を受け取るのに倍の期間待たなければならず、保険料も支払わなければならないため、年間収益率は半分以下になる。患者が奇跡的に回復し、その後何年も生きれば、投資家の利益はなくなる。

もちろん、どんな投資にもリスクはつきものだ。しかし、バイアティカルの場合、その金融リスクによって、他の大半の投資には存在しない道徳的問題が生ずる。投資家は、相手が早く死ぬよう願わなくてはならないのだ。

とはいえ、用務員保険とは異なるバイアティカル・ビジネスは社会的善に貢献している。末期患者に最期の日々を過ごす資金を融通しているのだ。さらに、被保険者の同意は最初から取りつけられている。

上記の「バイアティカル・ビジネス」について、あなたはどのように考えますか。賛成・反対、いずれにせよ、論拠を明確に示し、自説を論証してください。なお、あわせて、自説と対立する立場の意見も十分検討し、反論から自説を擁護してください。

なお、文章は、マイケル・サンデル『それをお金で買いますか』(鬼澤忍訳、早川書房、2012年)を参考にした。